

国民年金

年金制度は通算されます

年金制度が通算されることを知っていますか。これを知らずに損をしている方が多いようですので、そのあらましをお知らせします。

わが国には、国民年金をはじめ、厚生年金、各種の共済組合などの公的年金制度といわれる年金制度が8つあります。この制度から支給される給付にはいろいろありますが、その中心は老齢(退職)年金です。これを受けるためには普通三〇年から二五年間、その制度は保険料を納めることが必要ですが、それぞれの加

入する制度は本人の職業によって決まっていますので、ひとつの制度で年金を受けるために必要な期間を満たす前に転職などによって別の制度に移ったりしますと、どの制度からも老齢(退職)年金が受けられない。つまり、保険料は掛け捨てになるものとあきらめている人もあるようです。しかし、これは誤りで、各公的年金制度の加入期間を合算して一定以上の期間があれば、それぞれの加入期間に応じた通算老齢(退職)年金を支給することになって

年金制度は通算されます。



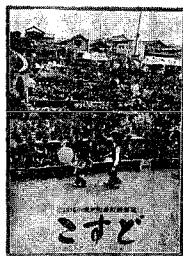
職場をやめたときには国民年金の届出を忘れずに……

通算される加入期間は、原則としてひとつの年金制度の加入期間が一年以上あつて、かつ昭和三十六年四月一日以降の加入期間です。(厚生年金、船員保険、各種共済組合など8つの公的年金制度です。)

通算老齢(退職)年金が受けられるのは、国民年金と他の公的年金制度の通算対象期間を合算して二十五

『町勢要覧』ができました

本町の町勢要覧は、昭和四七年に発行したものを、現在まで使用していましたが、資料等も古くなりましたので新しく発行すべく、作業を進めておりましたが、この程、その作業も終り六月一日付けで発行の運びとなりました。



この町勢要覧は、全家庭に配布するのですが、内容的にまだまだ足りない要覧とはおもいますが、小須戸町の現勢を知る上で、皆様方に少しでも役立つことができれば幸いです。

なお、この要覧の作成にあたり、ご協力いただいた方々には、紙面を借りてお礼を申し上げます。

年以上あるか、他の制度から老齢(退職)年金を受けている場合です。(大正五年四月一日以前に生れた人は十年から二十四年に短縮される。また、国民年金以外の加入期間だけの人は二十年以上あればよい。)

年金が支給される年齢は国民年金が六十五才、他の制度は六十才からです。

この外、いろいろ例外的な通算対象期間もありますが、詳しいことは国民年金係の窓口でお尋ねください。

- すえ長く お幸せに 結婚
- 田中 広和 吉郎 中央町一
 - 白井 裕矢 藤男 横川浜
 - 野崎 寛子 保 小 向
 - 上田 達哉 俊明 本町五
 - 川瀬 達也 勝 竜 玄
 - 吉田 美穂 藤吉 蔵町一
 - 吉川 知成 晋一郎 雁巻一
 - 中野 裕子 敏夫 中央町三
 - 吉田 利成 光蔵 若葉町三
 - 吉田 茂樹 和夫 横川浜

今月の税金

保険税 第2期分 町・県民税 第1期分

5月の行事から

- 4日 臨時町議会
- 5日 戦没者慰霊祭
- 7日 民生委員協議会
- 20日 教育委員会
- 24日 金融委員会
- 25日 交通指導隊定例会
- 27日 農業共済損害評価会
例月監査
- 28日 農業委員会

心配ごと相談

心配ごと相談所は毎週月曜日に老人憩の家で開かれております。家族関係、住居、健康、仕事、生活費でお悩みの方、その他なんでもお気軽にご相談ください。

今月の相談員は次のとおりです。

- 六月七日 木村敬三郎
- 六月十四日 佐藤 隆輝
- 六月二十一日 城丸 末蔵
- 六月二十八日 長谷川 信栄
- 長谷川 信栄
- 長谷川 正子

げんきな よい子に 出生

- 勝山 竜一 真一 天ヶ沢二
- 泉田 徳子 金吾 中央町一
- 河内 秀則 幸次 新町三
- 脇坂 千鶴 清松 文京町一
- 佐藤 学 喜雄 中央町二
- 板井 達 薫 横川浜
- 古川 守 豊 小 向

ご冥福を 祈ります 死亡

- 高井政次郎 65才 水 田
 - 田沢国一郎 81才 矢代田五
 - 梅津 スミ 74才 本町一
 - 大木 実 63才 中央町二
 - 中村 美幸 0才 本町二
 - 風間 聰介 35才 ウデコキ
- (四月十六日・五月十五日)